

令和3年10月15日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

「愛知県嚴重警戒措置」解除後の学校教育活動について(お知らせ)

平素より本市の教育活動に、ご理解・ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、「愛知県嚴重警戒措置」が10月17日(日)をもって解除されることとなりました。これを受けて、本市の教育活動はこれまでの感染症対策を継続実施した上で、次のように一部変更させていただきます。このお知らせでは9月30日に配付しました「緊急事態宣言解除後の学校教育活動について(お知らせ)」より変更した点と特にお願いしたい点についてお伝えします。ご理解・ご協力をいただくとともに、引き続きの感染症対策をお願いいたします。

1 感染拡大防止について

(1) 登校について(学校にウイルスを持ち込まない)

- ・感染力の強い変異株流行の鎮静化に伴い、児童生徒本人および保護者の不安による欠席の場合は10月18日より欠席として取り扱います。ただし、児童生徒自身に基礎疾患があったり、高齢者や基礎疾患のある家族と同居していたりして、登校させることに不安がある場合は、引き続き、「出席しなくてもよい日」とします。

2 教育活動について

(1) 学校行事について

- ・修学旅行、野外学習、校外学習等の行事は、引き続き感染症対策を講じながら実施をしていきます。
- ・集団が集まるような行事および、運動会・発表会・授業参観等の行事や外部の方が来校する行事は人数を制限し、感染症対策を講じながら実施をしていきます。

(2) 部活動について

- ・活動は段階を踏んで再開し、準備片付けも含めて、平日は2時間以内、土日祝日は3時間以内とします。
- ・対外的な活動(対外試合・合同練習)は、10月16日から原則、市内のみ可とし、他校との接触が極力少なくなるように工夫して実施します。30日からは市外との活動を可とし、大会・発表会も感染症対策を講じながらの参加を可とします。

3 その他

- ・学校では、感染者や濃厚接触者が「いじめ」の被害者にならないよう今後も継続して指導してまいります。ご家庭でも偏見や差別が生じないようお話しください。
- ・ご家庭においても「新しい生活様式」の実践を引き続きお願いします。特に、「感染のリスクが高まる5つの場面」(厚労省)は、避けていただきますようお願いいたします。